

# 四街道市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要)

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、国、県、関係機関と連携しながら、発生段階に応じた対策を総合的に推進するための計画であり、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ作成したものです。

## I.総論(P3～18)

### ● 基本方針

(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

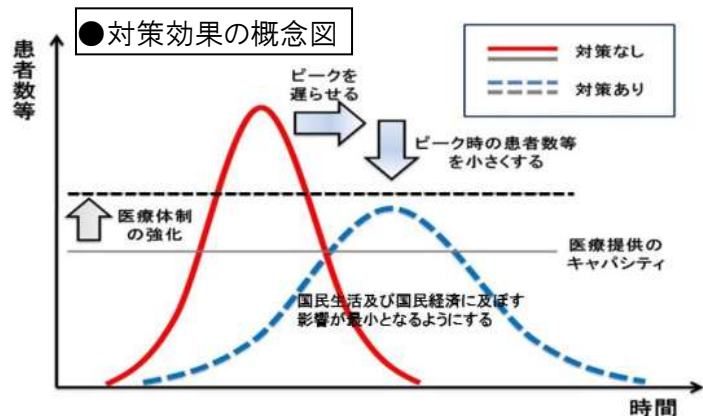
- ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の医療機関への負荷を軽減し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施により、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### ●被害等の想定

- ・り患率 25%
- ・流行期間 約 8 週間
- ・受診者数 約 9,000 人～17,000 人
- ・入院患者数 約 360 人～1,350 人
- ・死亡者数 約 115 人～430 人
- ・ピーク時の欠勤率 40%



### ●対策の基本的な考え方

(1)発生状況に応じた臨機応変な対策

新型インフルエンザ等の対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。また地域の実情等に応じて、国、県等と連携し、柔軟に対策を講じる。

(2)個人及び社会全体での感染拡大の防止

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染対策と、ワクチン等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

また、まん延時の医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、各事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

## II.各段階における対策(P19～40)

新型インフルエンザ等の発生において、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないことから、段階はあくまでも目安として、政府及び県の決定する方針に従い、必要な対策を柔軟に選択し実施する。また、緊急事態宣言がなされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要である。

発生段階ごとの対策の概要（★緊急事態措置 ◎国・県の実施する対策）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ～県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	・発生に備えた体制整備 ・発生した場合の対応等の情報提供	・市内発生に備えた体制整備 ・情報収集体制の強化	・流行のピークを遅らせるための感染対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・感染拡大防止から被害軽減に変更 ・ライフライン事業等の継続	・第二波に備えた対策の整理と再検討 ・医療、社会活動の回復
★◎政府は必要に応じて緊急事態宣言を行う(区域指定あり)					
(1) 実施体制	・市行動計画の策定 ・業務継続計画の見直し ・関係機関との連携強化	・必要に応じ市対策本部の設置(★必須) ◎政府および県対策本部の設置			・状況に応じ対策の縮小 ★市対策本部の廃止(または任意による継続)
(2) 情報収集・提供	・国、県等からの情報収集 ・情報提供のための体制整備	・国、県等からの情報収集 ・患者発生状況の把握 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の設置	・相談窓口の充実強化	・相談窓口の充実強化	・相談窓口の縮小
(3) 予防・まん延防止	・市民への感染対策の普及 ・発生後の対策実施の準備	・市民への感染対策の啓発 ・県内発生期に備え県が準備する対策に協力	・市民への感染対策実施の勧奨強化 ・県が実施する対策に協力 ★◎施設の使用制限 ★◎外出自粛要請		・流行の第二波に備えた市民への啓発
(4) 予防接種	・ワクチン接種体制の整備	・特定接種の実施 ・住民接種の具体的準備	・ワクチン等の準備が整い次第、住民接種を開始 ★「臨時の予防接種」として実施	・住民接種の実施 ★「臨時の予防接種」として実施	・住民接種の実施 ★流行の第二波に備え「臨時の予防接種」を継続
(5) 市民生活及び地域経済安定の確保	・要援護者の生活支援体制の準備 ・火葬能力等の把握 ・物資資材等の備蓄	・遺体安置所の確保準備 ・事業者への市内発生に備えた準備の周知	・消費者への適切な行動の呼びかけ ★水の安定供給 ★サービス水準にかかる市民への呼びかけ ★生活関連物資等の価格の安定	・消費者への適切な行動の呼びかけ ★水の安定供給 ★サービス水準にかかる市民への呼びかけ ★生活関連物資等の価格の安定 ★要援護者への生活支援 ★埋火葬の特例	・消費者への適切な行動の呼びかけ ★生活関連物資等の価格の安定 ★緊急事態措置の縮小・中止
(6) 医療 ※国、県が主に対策を講じる	・県内発生に備えた地域医療体制の整備に協力	・地域医療体制の整備に協力 ◎帰国者・接触者外来及び相談センター設置	・地域医療体制の整備に協力 ◎状況に応じ一般医療機関での診療へ移行	・地域医療体制の整備に協力 ・在宅で療養する患者への支援 ◎帰国者・接触者外来及び相談センターの中止	・第二波に備えた準備 ★◎適宜措置を縮小、中止